

愛知県環境物品等の調達の推進を図るための基本方針

1 環境物品等の調達推進の意義と基本方針策定の経緯

21世紀に入り、限りある環境の中で、簡素であるが質の高い生活を実現するためには、大量生産、大量消費、大量廃棄を前提としたこれまでのライフスタイルや経済社会活動を早急に見直し、生産と消費のあり方を、環境への負荷が少ない持続可能な循環型のものに変革していかなければならない。

このような変革は、生産者側の努力だけで成し遂げることはできず、環境に負荷の少ない製品やサービス（以下「環境物品等という。」）を選択する消費行動も極めて重要である。

県は、地域における環境物品等の市場に大きな影響を与えることができる規模の大きな消費者であるとともに、地域の環境保全に対して先導的な役割を担う立場にあることから、これまで、「愛知県庁の環境保全のための行動計画」に基づき、自ら率先して環境物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）を推進することにより、積極的に環境物品等への需要の転換を図ってきたが、「県民の生活環境の保全等に関する条例（平成15年愛知県条例第7号。以下「条例」という。）」の施行を受け、条例第88条第1項に基づく調達方針を作成し、一層のグリーン調達の推進を図るため、本基本方針を策定するものである。

2 基本方針の位置付け

この基本方針は、条例第88条第1項に基づき、毎年度、知事が環境物品等の調達方針を作成する際の基本的事項を定めるものである。

なお、県がこれまでに定め、実行してきた環境保全に資する各種取組については、この基本方針と連携を図りつつ引き続き適切な実行を図る。

3 環境物品等の調達推進の基本的考え方

各機関は、以下の基本的考え方に従い、調達を行うとともに、調達された物品等の使用を進めていくものとする。

基本的考え方（愛知県グリーン調達基本原則）

- 1 物品等の調達に当たっては、従来考慮されていた価格や品質などに加え、今後は環境保全の観点を検討事項とする。
- 2 環境負荷をできるだけ低減させる観点から、地球温暖化、大気汚染・水質汚濁、生物多様性の減少、廃棄物の増大等多岐にわたる環境負荷項目をできるだけ包括的にとらえ、かつ、可能な限り、資源採取から廃棄に至る、物品等のライフサイクル全体についての環境負荷の低減を考慮した物品等を選択する。
- 3 各機関は、環境物品等の調達に当たっては、調達総量をできるだけ抑制するよう、物品等の合理的使用に努めるものとし、グリーン購入法第11条の規定を念頭に置き、本基本方針及び別途毎年定める調達方針に基づく環境物品等の調達推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮するものとする。また、各機関は、調達された環境物品等について、長期使用や適正使用、分別廃棄などに留意し、期待される環境負荷低減が着実に発揮されるよう努める。
- 4 物品等の調達に当たっては、事業ごとの特性、求められる品質、機能、性能、使用条件、適正価格等を別途確保した上で、より環境負荷の少ない物品等を選別することとする。
- 5 環境物品等の調達を推進するに当たっては、各機関は、事前に個別の具体的かつ明確な仕様を示し、手続きの透明性や公正性を確保するなど適正な調達を行う。
また、WTO政府調達協定（特に同協定第6条技術仕様の規定）との整合性に十分配慮し、国際貿易に対する障害とならないように留意する。

4 調達を推進する環境物品等

別途作成する毎年度の調達方針（以下「調達方針」という。）において、当該年度に全庁的に特に重点的に調達する物品等（以下「特定調達物品」という。）の品目、判断基準及び調達目標を設定するものとする。

なお、各機関においては、調達方針に掲げる品目以外の環境物品等についても、その事務または事業の状況に応じて、できる限り幅広く調達するように努めるものとする。

5 調達推進に関する事項

（1）推進体制

環境物品等の調達方針等について検討するため、愛知県環境マネジメントシステム推進会議幹事にグリーン調達検討部会を設置し、別記（愛知県グリーン調達推進体制図）により推進するものとする。

（2）適用範囲

基本方針及び調達方針、は、知事部局、企業庁、病院事業庁、議会事務局、教育委員会事務局、警察本部及び各種行政委員（会）事務局の全ての機関（地方機関、教育機関を含む。）に適用するものとする。

なお、指定管理者により維持管理されている施設や県の外郭団体においてもこの基本方針の趣旨を踏まえた取組が行われるよう必要な働きかけを行うものとする。

（3）調達実績のとりまとめ及び公表

ア 環境局長は、毎年度、前年度の調達実績をとりまとめ、愛知県環境マネジメント推進会議に報告する。

イ 愛知県環境マネジメント推進会議は、調達実績を的確に把握し、次年度の調達方針の作成に反映させるとともに、調達実績の概要を公表する。

ウ 実績のとりまとめに係る様式等については、別途定める。

（4）環境物品等に関する情報の活用

環境物品等の調達にあたっては、エコマークなど各種環境ラベル、環境省の環境ラベル等データベースやグリーン購入ネットワーク（GPN）のデータベースなど環境物品等に関する既存の情報を十分活用し、できる限り環境負荷低減に資する物品等を調達するように努める。

6 その他

（1）間伐材などの木材を使用した製品について

間伐材などの木材を使用した製品については、積極的に選択するものとする。また、あいち認証材を優先して使用すること。

農林基盤局は、積極的に、こうした製品の情報提供を行うものとする。

（2）県試験研究機関が開発した製品について

県試験研究機関が開発した環境配慮型製品については、積極的に選択するものとする。

経済産業局は、積極的に、こうした製品の情報提供を行うものとする。

（附則）

平成14年	4月1日	施行
平成15年	4月1日	施行
平成15年10月1日		施行
平成16年	4月1日	施行
平成18年	4月1日	施行
平成19年	4月1日	施行
平成22年	4月1日	施行
平成23年	4月1日	施行

平成 24 年	4 月 1 日	施行
平成 25 年	4 月 1 日	施行
平成 26 年	4 月 1 日	施行
平成 27 年	4 月 1 日	施行
平成 30 年	4 月 1 日	施行
平成 31 年	4 月 1 日	施行
令和 2 年	4 月 1 日	施行

愛知県グリーン調達推進体制図

